7　総トン数百五十トン以上の油タンカーであつて第一規則28.8に定義する二十年一月一日以後に引き渡され、かつ、貨物パイプライン・システムに常に連結される海水取入口を設置したものは、海水取入口バルブ及び船内隔離バルブを備える。これらのバルブに加え、当該海水取入口は、主管庁が認める方法を使用することにより、油タンカーが貨物を積み込み、輸送し、又は荷揚げする間、貨物パイピング・システムから切り離すことができるものとする。そのような方法は、いかなる状況においても、海水取入口バルブと船内隔離バルブとの間のパイプライン区域が貨物で満たされることを妨げるためにパイプラインシステムに設置される施設とする。

B部　設備

第三十一規則　油排出監視制御装置

1　第三規則4及び5の規定が適用される場合を除くほか、総トン数百五十トン以上の油タンカーは、主管庁の承認する油排出監視制御装置を備える。

2　主管庁は、油排出監視制御装置に取り付けられる油分濃度計の設計の承認に当たり、国際海事機関の勧告した仕様に留意する。油排出監視制御装置には、一海里当たりリットルの排出量及び総排出量又は油分濃度及び排出速度を継続的に記録する機器を備える。記録は、日時を識別することのできるものでなければならず、少なくとも三年間保存する。油排出監視制御装置は、油性混合物の海洋への排出が行われる時に始動するものでなければならず、また、油分の瞬間排出率が第三十四規則の規定により許容される基準を超えるときは、油性混合物の排出を自動的に停止させることを確保するものでなければならない。油排出監視制御装置は、故障したときはいつでも排出を停止させるものでなければならない。当該装置の故障の場合には、手動で作動させる代替装置を使用することができるが、故障した部分は、できる限り速やかに作動可能な状態にしておく。寄港国の当局によつて認められることを条件として、故障した油排出監視制御装置を有する油タンカーは、修理港に向かう前に一のバラスト航海を行うことができる。

3　油排出監視制御装置は、国際海事機関が作成する油タンカーのための油排出監視制御装置についての指針及び仕様に適合するよう設計し、及び設置する。主管庁は、当該指針及び仕様に詳述する特定の装置を認めることができる。

4　油排出監視制御装置の操作についての説明書は、主管庁が承認する操作手引書に従うものとする。操作手引書は、手動及び自動の操作を含むものとし、第三十四規則に定める条件に適合する場合を除くほか、いかなる場合においても、油が排出されないことを確保することを意図するものでなければならない。

第三十二規則　油水境界面検出器

第三規則4及び5の規定が適用される場合を除くほか、総トン数百五十トン以上の油タンカーは、スロップ・タンク内の油水境界面の迅速かつ正確な決定のため、主管庁が承認する効果的な油水境界面検出器を備えるものとし、当該検出器は、油と水との分離が行われ、水を海洋に直接排出することを予定する場合には、他のタンクにおいても利用し得るものでなければならない。

第三十三規則　原油洗浄に関する要件

1　載貨重量二万トン以上の原油タンカーであつて第一規則28.4に定義する千九百八十二年六月一日後に引き渡されたものは、原油洗浄を使用する貨物タンク洗浄装置を備える。主管庁は、当該原油タンカーが原油洗浄に適する原油の運送に最初に従事してから一年を経過する時又は原油洗浄に適する原油を運送する第三回目の航海の終了時のいずれか遅い時までに、当該原油洗浄装置がこの第三十三規則の要件に十分に適合することを確保する。

2　原油洗浄機及び関連する設備は、主管庁の定める要件に適合するものでなければならない。この要件は、少なくとも、国際海事機関が採択した原油洗浄機の設計、操作及び管理についての仕様のすべての規定を含むものでなければならない。船舶が1の規定に基づく設置を要求されていないが原油洗浄機を備える場合には、1に定める仕様の安全上の側面に適合するものでなければならない。

3　第十八規則7の規定に基づき備えることを要求される原油洗浄装置は、この第三十三規則の要件に適合するものでなければならない。

C部　運航に伴う油の排出規制

第三十四規則　油の排出規制

1　A　特別海域外における排出

第四規則及び2の規定が適用される場合を除くほか、油タンカーの貨物区域からの油又は油性混合物の海洋への排出は、禁止する。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

.1　油タンカーが特別海域内にないこと。

.2　油タンカーが最も近い陸地から五十海里を超える位置にあること。

.3　油タンカーが航行中であること。

.4　油分の瞬間排出率が一海里当たり三十リットルを超えないこと。

.5　海洋に排出される油分の総量が、第一規則28.1に定義する千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡されたタンカーについては、残留物がその一部を構成する特定の貨物の総量の一万五千分の一を超えず、また、第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡されたタンカーについては、残留物がその一部を構成する特定の貨物の総量の三万分の一を超えないこと。

.6　油タンカーが第二十九規則及び第三十一規則の規定によつて要求される油排出監視制御装置及びスロップ・タンク設備を作動させていること。

2　1の規定は、クリーン・バラスト及び分離バラストの排出については、適用しない。

3　B　特別海域内における排出

4の規定を適用する場合を除くほか、油タンカーの貨物区域からの油又は油性混合物の海洋への排出は、特別海域内にある間は、禁止する。

4　3の規定は、クリーン・バラスト又は分離バラストの排出については、適用しない。

5　この第三十四規則のいかなる規定も、特別海域内において運航する船舶が1に定めるところにより特別海域外において排出を行うことを禁止するものではない。

C　総トン数百五十トン未満の油タンカーについての要件

6　第二十九規則、第三十一規則及び第三十二規則に定める要件は、総トン数百五十トン未満の油タンカーについては、適用しないものとし、この第三十四規則に基づく油の排出の規制は、油を船内に保留し、すべての汚濁洗浄水をその後受入施設に排出することによつて行う。洗浄のために使用され、貯留タンクに戻された油及び水の総量は、海洋に排出することを認められる水がこの第三十四規則に適合していることを確保するために効果的に監視されることを確保するための適当な措置がとられない限り、受入施設に排出する。

D　一般要件

7　視認することのできる油の痕跡が船舶の付近又はその航跡における海面上又は海面下で発見されたときはいつでも、条約の締約国の政府は、合理的に可能な範囲内でこの第三十四規則の違反があつたか否かについての問題に関連する事実について速やかに調査する。その調査には、特に、風及び海面の状態、船舶の行路及び速度、付近で視認することができる痕跡の他の可能な発生源並びに関連する油の排出の記録を含めるべきである。

8　海洋へのいかなる排出も、海洋環境に有害な量若しくは濃度の化学物質その他の物質又はこの第三十四規則に定める排出の条件を回避するために持ち込まれた化学物質その他の物質を含むものであつてはならない。

9　1及び3に定めるところにより海洋に排出することができない油性残留物は、受入施設へのその後の排出のために船内に保留する。